

監視指導計画用語集

～あ行～

アレルギー物質（食物アレルギー）

食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物（抗原）に対する免疫学的防御反応によるものを食物アレルギーと呼んでいます。

免疫学的な防御反応とは、体の中に異物（抗原）が入ってくると、これに対して防衛しようとする働きにより抗体がつくられ、異物（抗原）に対する抵抗性を獲得する反応です。アレルギー体質の人では、ある物質に過敏に反応して、血圧低下、呼吸困難又は意識障害など、様々な症状が引き起こされます。

食品衛生法では、アレルギー物質として表示を義務づけているものが7品目（特定原材料：えび、かに、小麦、そば、卵、乳及び落花生）、指導により表示を推奨されているものが18品目（特定原材料に準ずるもの：あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン）あります。

遺伝子組換え食品

遺伝子組み換えというバイオテクノロジー技術を応用して作られた食品をいいます。組換えDNA技術を応用した食品は、農作物と、組換え体そのものを食べない食品添加物のようなものに分けられます。

これまで安全性審査を経たものとしては、とうもろこし、なたね、じゃがいも等の農作物130品種と、キモシン、 α -アミラーゼ等の食品添加物14品目があります（平成22年10月8日現在）。

食品衛生法では、厚生労働大臣は公衆衛生の見地から食品等の成分規格及び製造基準を定めることができることとされ、この規定に基づいて「食品、添加物等の規格基準」（厚生労働省告示）が定められています（「規格基準」参照）。

遺伝子組換え食品についても、この規格基準において、安全性審査を受けていない遺伝子組換え食品の製造、輸入、販売等が禁止されます。万が一、規格基準に適合しない遺伝子組換え食品が市場に出回った場合には、廃棄命令、回収命令、輸入食品の本国への積み戻し命令等の行政処分がなされます。

なお、平成13年4月から大豆、とうもろこしなどの遺伝子組換え農作物やその加工食品について表示制度がスタートしています。

牛海綿状脳症（BSE：Bovine Spongiform Encephalopathy）

牛海綿状脳症（BSE）とは、伝達性海綿状脳症（TSE：Transmissible Spongiform Encephalopathy）あるいはプリオン病と呼ばれる病気のひとつです。

TSEにはほかに、羊や山羊が感染するスクレーピー、人の病気のクロイツフェルト・ヤコブ病及び鹿の慢性消耗性疾患（CWD：Chronic Wasting Disease）などがあります。未だ十分に解明されていない伝達性因子と関係する病気であり、脳組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を引き起こす遅発性かつ悪性の中枢神経系の病気です。プリオンと呼ばれる通常の細胞タンパクが異常化したものが、原因物質として有力視されています。

なお、BSEは1986年に英国で発見されました。BSEの発生は英国に多く、その他のヨーロッパ諸国などでも発見されています。我が国では平成13年9月21日に初めて確認されて以来、平成22年11月末までに36頭が確認されています。

衛生規範

製造等において特に配慮が必要とされる食品について、衛生上の確保及び向上を図るため厚生労働省が作成した食品の取扱い等の指針。現在、弁当及びそうざい、漬物、洋生菓子、生めん等について定められています。

～か行～

管理運営基準

食品衛生法第50条第2項に基づき、同法施行条例第2条で知事が定めた基準です。食品の営業施設における自主的な衛生措置を強化するため、食品衛生責任者を置くなど食品営業施設における衛生管理事項について定めています。

例：施設の管理、食品取扱い設備の管理保全、給水及び汚物処理の衛生管理、食品等の取扱い、従事者の衛生管理等

規格基準

食品衛生法第11条第1項に基づき、厚生労働大臣が公衆衛生上の見地から、販売の用に供する食品等の製造、加工、調理又は保存等の方法に関する基準や、食品等の成分の規格を定めたものです。

期限表示

食品の期限表示には、消費期限（品質が急速に劣化しやすい食品が対象、例：弁当、サンドイッチ、生めん、など）と賞味期限（品質の劣化が比較的遅い食品が対象、例：スナック菓子、カップめん、缶詰、など）の2種類があり、ともに包装を開封する前の期限であること、定められた方法により保存することを前提としています。

期限設定は、食品の情報を正確に把握している製造業者等が科学的、合理的根拠をもって適正に設定しています。

景品表示法

正式には、「不当景品類及び不当表示防止法」といいます。

事業者が消費者に提供するあらゆる商品及びサービスについて、その取引における公正な競争を確保し、これにより一般消費者の利益を保護することを目的とする法律です。取引に付随する過大な景品の提供や、品質、取引条件などについての誇大な表示を規制しています。

～さ行～

埼玉県食の安全・安心条例

県民の健康の保護及び食生活の安定に寄与することを目的として平成16年9月に施行しました。条例では、県、農林漁業関連事業者、食品等事業者、そして県民（消費者）それぞれの責務、役割等を規定し、それぞれの立場から食の安全・安心の確保を求めています。

埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針

食の安全・安心条例第8条に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な施策を明らかにした方針として定めたものです。埼玉県食の安全県民会議などの意見をもとに平成19年3月に策定しました。

埼玉県食の安全県民会議

生産から消費にわたる食の安全・安心確保に関し、消費者、生産者、加工・流通業者等の広範な分野の県民参画による施策の展開を図るため、埼玉県食の安全・安心条例（平成16年埼玉県条例第46号）第20条の規定に基づき、設置しています。

県の施策に関する意見・提言や、各分野の相互理解を深める意見交換を行っています。

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例

ふぐ毒を原因とする食中毒の発生を防止することにより、食用ふぐの安全性を確保するために制定された条例で、平成15年4月に施行されました。ふぐ調理師の資格やふぐの調理時、販売時に守るべき事項等が明記されています。

彩の国ハサップガイドライン

食品の衛生管理の手法であるHACCPの考えた方を基に、製造や調理工程ごとの必要な衛生管理要件を抜き出した埼玉県独自の衛生管理指針です。

一般的衛生管理の主要10項目に加え、重要管理点といわれる作業工程の中で最も重点的に管理しなければならない工程を監視するものです。

社団法人埼玉県食品衛生協会

「飲食に起因する食中毒その他の発生を防止し、進んで食品の品質、その他食品衛生の向上を図ることにより公衆衛生の向上に寄与する。」ことを目的として、昭和27年に設立され、昭和43年に公益法人となりました。県内食品営業者の約6割が加入しています。

県では、同協会に対して、「彩の国ハサップガイドライン普及啓発推進事業」を委託しており、同協会長から委嘱を受けた食品衛生指導員が、年間5,000件以上の食品営業施設を巡回指導して普及啓発を行っています。

残留農薬

農作物等の栽培や保存時に使用された農薬が、農作物等や環境中に残存したものを「残留農薬」といいます。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないように、食品衛生法に基づき、すべての農薬について残留基準（一律基準を含む）が設定され、これを超えるような農薬が残留している農作物等は販売等が禁止されます（「ポジティブリスト制度」参照）。

収去検査

食品衛生法、健康増進法、薬事法等の規定に基づき、知事が必要と認めるとき、食品衛生監視員を関係施設に立ち入らせ、食品等は無償で抜き取って検査することをいいます。その際には、収去証を交付しています。

消費期限

食品の期限表示のうち、定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の劣化に伴い安全性を欠くおそれがないと認められる期限を示す年月日であり、具体的には、定められた方法により保存した場合において製造日を含めおおむね5日以内の期間で品質が劣化する食品に表示されます。

消費者庁

近年、社会の複雑化に伴い、複数の省庁にまたがる横断的な対応が必要となる消費者問題が生じる中で、消費者行政の一元的な推進を図るため、平成21年9月1日に消費者行政を一元的に推進するため、内閣府の外局として消費者庁が設置されました。消費者庁及び消費者委員会設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び消費者安全法が制定され、食品衛生法における食品等の表示に係る規定が厚生労働省から消費者庁に移管されました。

賞味期限

食品の期限表示のうち、定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日のことをいいます。ただし、当該期限を超えた場合であっても、すぐにこれらの品質が保持されなくなるというわけではありません。

食中毒

飲食物を通じて体内に入った有害な細菌や有害物質などによって起こる比較的急性の胃腸炎症状を主とする健康障害をいいます。

その原因の面から、次のように分類できます。

(1) 細菌性食中毒

① 感染型…細菌自体の作用によるもの

(例) 腸炎ビブリオ、サルモネラ菌、腸管病原性大腸菌など

② 毒素型…細菌が産生する毒素の作用によるもの

(例) ブドウ球菌、ボツリヌス菌、腸管出血性大腸菌など

(2) 自然毒による食中毒

① 動物性自然毒…動物の体内に含有する毒性物質によるもの

(例) フグ、麻痺性貝毒など

② 植物性自然毒…植物の体内に含有する毒性物質によるもの

(例) 毒キノコ、青梅、バイケイソウなど

(3) 化学物質による食中毒

(例) PCB、水銀、カドミウム、農薬など

(4) その他

ウイルスによるもの (例) ノロウイルスなど

アレルギー様食中毒 (例) ヒスタミンなど

食鳥検査

食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し、食鳥肉の安全を確保するための検査で、「食肉処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」(平成2年6月制定)に基づき、知事が獣医師である職員の中から指定した食鳥検査員によって行われます。食鳥検査は、食用に供する目的でとさつする鶏、あひる、七面鳥が対象で、1羽ごとに生体時から解体後まで一貫して行われます。

食品安全基本法

近年、食の安全性を脅かす事故が相次いで発生し、食の安全に対する国民の関心が高まっていることに加え、世界中からの食材の調達、新たな技術の開発など、国民の食生活を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、次のことなどを規定した法律です。

- (1) 食品の安全性の確保についての基本理念として、国民の健康保護が最も重要であること等を明らかにすること。
- (2) リスク分析手法を導入し、食品安全行政の統一的、総合的な推進を担保すること。
- (3) リスク評価の実施を主たる任務とする食品安全委員会を設置すること。

なお、この法律に基づき、厚生労働省や農林水産省などのリスク管理機関から独立してリスク評価を行う機関として、食品安全委員会が内閣府に設置されました。

食品衛生監視員

食品衛生法に基づいて、食品衛生上の危害を防止するために営業施設等への立入検査や食品衛生に関する指導を行う国や地方自治体等行政機関の職員を指します。

埼玉県では、知事から食品衛生監視員に命じられた保健所等の職員が、所管地域内の営業施設等への監視指導を行っています。

食品衛生自主管理優良施設確認制度

食品営業施設等が彩の国ハサップガイドラインに基づき自主的に取り組んでいる衛生管理が一定水準を満たしていることが確認された施設に対して、確認済票の交付と県のホームページで施設名等を公表する制度です。

食品衛生指導員

県民に安全な食品を提供するため、食品関係業界で実践的な活動を行うことにより、県民の保健衛生に寄与することを目的に、社団法人埼玉県食品衛生協会長が委嘱した者のことです。現在、約500名の食品衛生指導員がおり、協会に加入した営業施設の巡回指導や食品衛生思想の普及啓発活動を行っています。

食品衛生推進員

平成7年の食品衛生法改正により、地域における食品衛生の向上を目的に食品衛生推進員制度が導入され、平成22年4月1日に2年の任期で知事が151名の食品衛生推進員を委嘱しました。食品衛生推進員は、食品関係営業者等からの相談対応、助言・指導、保健所が行う食品衛生関係事業への協力、地域での食品衛生情報の収集等の活動を行っています。

食品衛生責任者

食品関係営業者は、施設又はその部門ごとに、当該施設又は部門において従事する者のうちから食品衛生に関する責任者を定め、衛生管理を行わせることとしています。

食品衛生法

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする法律です。一般的にいう飲食物のほか、飲食物等に直接接する器具、容器包装や、おもちゃ及び洗浄剤等も対象とし、食品等の規格基準、表示、検査制度及び営業許可等についても規定しています。

また、同法律に基づき、食品製造業や販売店等の食品関係施設を保健所の食品衛生監視員が監視指導して、その施設や食品の衛生状況を確認しています。

食品添加物

食品の製造の過程において着色、保存等の目的で食品に加えられるものです。

安全性等の評価を行ったうえで「ヒトの健康を損なうおそれがない場合」として厚生労働大臣が指定するもの以外の使用は認められていません。この指定の対象には、科学的合成品だけでなく天然に存在する添加物も含まれます。

例外的に指定の対象外となるものは、「天然香料」及び「一般に食品と考えられるもので添加物として使用されるもの（社会通念上食品と考えられるもの 例：イチゴジュースによる着色など）」のみです。

～た行～

動物用医薬品及び飼料添加物

動物用医薬品は、牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚に対して、病気の治療や予防のために使用されるものです（抗生物質、寄生虫駆除剤など）。飼料添加物は、畜産動物や養殖魚の飼料の効率の改善や栄養成分の補給のために飼料に添加するものです。

動物用医薬品及び飼料添加物（以下、動物用医薬品等）が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないように、食品衛生法に基づき、全ての動物用医薬品等について残留基準（一律基準を含む）が設定され、これを超えるような動物用医薬品等が残留している畜水産物は、販売等が禁止されます（「ポジティブリスト制度」参照）。

特定部位

特定部位とは、牛の頭部（舌、頬肉を除く。）、せき髄及び回腸遠位部です。

埼玉県では、と畜・解体時にすべての特定部位の焼却並びこれらにより食用肉等が汚染されることのないよう衛生的な処理を義務づけています。

なお、回腸遠位部とは小腸の末端部分を指し、盲腸との接続部分から２メートルまでの部位です。

と畜検査

食肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し、食肉の安全を確保するための検査で、と畜場法に定められており、知事が獣医師である職員の中から任命したと畜検査員が行うものです。と畜検査は、食用に供する目的でと畜する牛・馬・豚・めん羊・山羊が対象で、１頭ごとに生体時から解体後まで一貫して行われ、検査に合格した食肉及び内臓には、検印が押されます。

埼玉県では、食肉衛生検査センターでこれらの検査を行っています。なお、と畜場法対象外である獣畜のとさつ、解体等の処理、加工については食品衛生法による食肉処理業の許可施設において行うよう定められています。

～な行～

ノロウイルス

ノロウイルスによる患者の発生は冬場に多発します。このウイルスは食品中では増殖せず、人の腸内で増殖します。感染した場合には、吐き気、おう吐、腹痛、下痢、発熱などの症状が出ます。一般的に軽症が多く、ほとんどの場合２～３日で回復します。

原因食材としては、生カキなどの二枚貝が感染源となることがあるほか、食品の不衛生な取り扱いによる二次感染、人から人への感染事例もあります。

なお、ノロウイルスは、平成１５年８月に食品衛生法が改正されるまでは、ＳＲＳＶ（小型球形ウイルス）と呼ばれていました。

HACCP（危害分析重要管理点監視方式）

食品の衛生管理手法の1つで危害分析重要管理点方式とも言います。

1960年代にアメリカの宇宙計画向け食品製造のために考案されたシステムで、Hazard Analysis Critical Control Point（危害分析重要管理点監視方式）といい、頭文字をとってHACCP（ハサップ）と呼ばれています。

HACCPは、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法であり、

- (1) HA（危害分析）
- (2) CCP（重要管理点）
- (3) CL（管理基準）
- (4) モニタリング
- (5) 改善措置
- (6) 検証
- (7) 記録

の7原則から成り立っています。

日本では、平成7年の食品衛生法の改正で、「総合衛生管理製造過程」としてHACCPの承認制度が導入されています。

表示

食品表示は、消費者にその食品に関する的確な情報を提供するとともに、事故発生時には行政庁において迅速かつ効果的な行政措置が行えるよう、だれが、いつ、どこで、何を作ったかを見やすく、読みやすく、理解しやすい文字で正確に示すこととされています。

食品衛生法では容器包装に入れられた加工食品等には品名、製造所所在地及び製造者氏名、消費期限又は賞味期限、使用添加物名などを購入者が容器包装を開かないでも容易に見ることができるよう定めています。

このほか、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」や「不当景品類及び不当表示防止法」など、それぞれの法律によって表示すべき事項が定められています。

ふぐ調理師

ふぐ調理師とは、ふぐの調理に従事することができる人のことをいいます。ふぐ調理師になるためには、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例に規定するふぐ調理師試験に合格するか、それと同等以上の知識及び技能を有する者として規則で定める者に該当し、知事のふぐ調理師免許を受けなければなりません。

ふぐ提供施設

有毒部位の除去を終えたふぐを仕入れてふぐ刺しやふぐちり材料に料理して提供する飲食店や、それらを販売するスーパー等など、ふぐ加工製品の提供を行うことができる施設のことです。

平成18年4月1日から、保健所への届出が義務づけられました。

ふぐ取扱施設

ふぐの調理及びふぐの提供を業として行うことができる飲食店などで、知事の認定を受けた施設のことです。専任ふぐ調理師を置き、ふぐの食中毒を防止するための施設基準に適合している必要があります。

ふぐの調理

ふぐの調理とは、ふぐの肝臓や卵巣などの有毒部位を除去したり、塩蔵処理を行い、食用可能な状態にすることをいいます。

ふぐの提供

ふぐの提供とは、ふぐの調理を終えたふぐ（除毒を終えたふぐ）を販売すること、又は販売するために貯蔵、加工、調製することをいいます。

ポジティブリスト制度

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の使用を原則禁止とし、基準があるものに限って使用を認める制度で、食品衛生法に基づき平成18年5月29日から施行されました。

食品個別に残留基準が定められている場合にはその基準を超えて、定められていない場合は一律基準（0.01ppm）を超えて、農薬等が残留する食品の製造、輸入、加工及び販売等を禁じるものです。

なお、人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるとして国が示したもの（特定農薬等）は対象外となります。

～ら行～

リスクコミュニケーション（Risk Communication）

リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売りなどの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。

リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができます。

～アルファベット～

BSEスクリーニング検査

牛がBSEに感染しているかどうかを、牛の脳の一部（延髄）を取り出して、そこにBSEの原因と考えられている異常プリオンがあるかないかを調べるための一次検査です。異常プリオンが発見されれば、国等で確認検査を行います。

なお、農林部局では、牛海綿状脳症特別措置法に基づき、BSEの感染原因の究明や根絶を目的として、農場で死亡した24か月齢以上の牛のBSEスクリーニング検査を2003年4月から、全国の家畜保健衛生所等において実施しています。

E型肝炎

E型肝炎ウイルスによって引き起こされる急性肝炎です。主に発展途上国で散発的に発生している疾患ですが、汚染された飲料水によって大規模に流行することもあります。

臨床症状はA型肝炎と似ており、黄疸、悪心、食欲不振、腹痛等の消化器症状を伴う急性肝炎症状を呈します。潜伏期間は15～50日、平均6週間で、通常発症から1か月を経て完治し、慢性化することはありません。E型肝炎の特徴の1つとして、妊婦での場合、劇症肝炎となる割合が高く、死亡率が20%にも達することがあります。

G L P (Good Laboratory Practice)

試験や検査の信頼性を確保するための手法です。「検査又は試験に関する事務の管理」として食品衛生法施行規則に規定されています。検体の採取から成績書の交付に至る一連の試験検査について、検査設備の管理方法や検査手法の作業書等を作成し、記録することにより信頼性の確保を図ります。

J A S 法 (Japanese Agricultural Standards : 日本農林規格)

正式には、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」といいます。農林物質の品質の改善、生産の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格（J A S 規格）による検査に合格した製品に J A S マークを付けることを認めた「J A S 規格制度」、一般消費者の商品選択に役立てるために農林水産大臣が制定した品質表示基準に従った表示をすべての製造業者又は販売業者に義務づける「品質表示基準制度」からなります。